

介護職員等特定処遇改善加算

鳥取福祉会の事業所は「介護職員等処遇改善加算ⅠまたはⅡ」を取得しております。

○「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきまして、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが、新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)において「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

このことを受け、令和元年の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算算定のためには、下記の要件を満たしている必要があります。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

○職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示します。

分類	職場環境要件項目	該当項目
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	「介護職員初任者研修」「介護職員実務者研修」「認知症実践者、リーダー研修」等に対する、費用負担、研修参加可能な代替職員の配置、義務免、シフト調整などの実施
労働環境・処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入	<ul style="list-style-type: none"> ・「高卒者育成プログラム」「共育システム」マニュアルに基づく指導とチェックリストに基づく評価の実施による共に学ぶシステムを構築 ・進捗状況を把握、指導方法についての定期的な会議の開催 ・エルダー、メンター研修実施
	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会活動による雇用管理、労働環境の改善実施 ・法人内管理的職員研修の実施
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	<ul style="list-style-type: none"> ・リフトの導入 ・就業前腰痛体操実施 ・ICTによる記録システムの導入
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・就業前ミーティング、安全衛生委員会の活動による職場環境アンケートの実施等
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設毎にリスクマネージャー、苦情受付責任者の設置し各委員会による対応 ・マニュアル、判定基準作成によりデータ分析実施
その他	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設毎に安全衛生委員会を設置 ・ストレスチェック実施、健康診断、腰痛検査実施
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動(介護予防教室、認知症勉強会等) ・保育園との交流、小学生介護体験
	非正規職員から正規職員への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・正規職員への積極的な登用(R2.4.1現在 正職率84.9%)